

概要版

千代田区 地域福祉計画

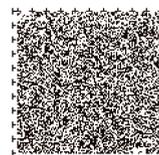
2022



千代田区地域福祉の考え方	2
3層のつながりで広げる地域福祉	4
千代田区地域福祉計画2022〔概要版〕....	12

このマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリ等で読み取ると、音声で内容を確認できます。

令和4年7月
千代田区



千代田区地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、地域住民や多くの関係者が協力し、みんなで暮らしやすい地域をつくる活動全般のことです。

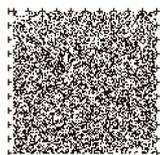
例えば、隣近所の人に挨拶することや、子どもの安全を地域で見守ることも地域福祉の活動になります。地域福祉は、住民自身（自助）、地域での相互の支え合い（共助）、公的な制度（公助）が互いに補い合い、それぞれの役割を果たしていくことが期待されています。

地域福祉が浸透している地域イメージ



地域福祉の

地域で暮らす多様な人々
つながり、支え合う、「地域



暮らしやすい地域をつくるために、様々な課題を共有し、解決に向けてみんなで取り組みます。

本区の概況

- ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯が増加している。
- 区民の約9割をマンション居住者が占めている。

地域拠点に関すること

- 地域の相談・地域づくりの拠点施設に関する検討が必要となる。

関係機関の連携に関すること

- コミュニティソーシャルワーカーの設置に向けた社会福祉協議会との協議、各分野のコーディネーター相互の役割分担や連携・調整のしくみも検討が必要となる。

対象者への支援に関すること

- 早期発見・早期対応のしくみづくりが必要となる。

個人情報の取り扱いに関すること

- 関係機関同士が個人情報を共有するしくみや、日常的な地域での見守りのため、共有が必要な個人情報の取り扱いルールの検討が必要となる。

地域活動、担い手に関すること

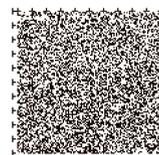
- 地域住民が地域活動に参画しやすいアプローチの検討が必要となる。（例：生活の安全、災害対策等）

（地域福祉計画2022の検討を通して把握した課題より）



基本理念

「**がお互いを尊重し、共生社会**」を実現する

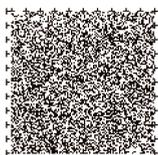
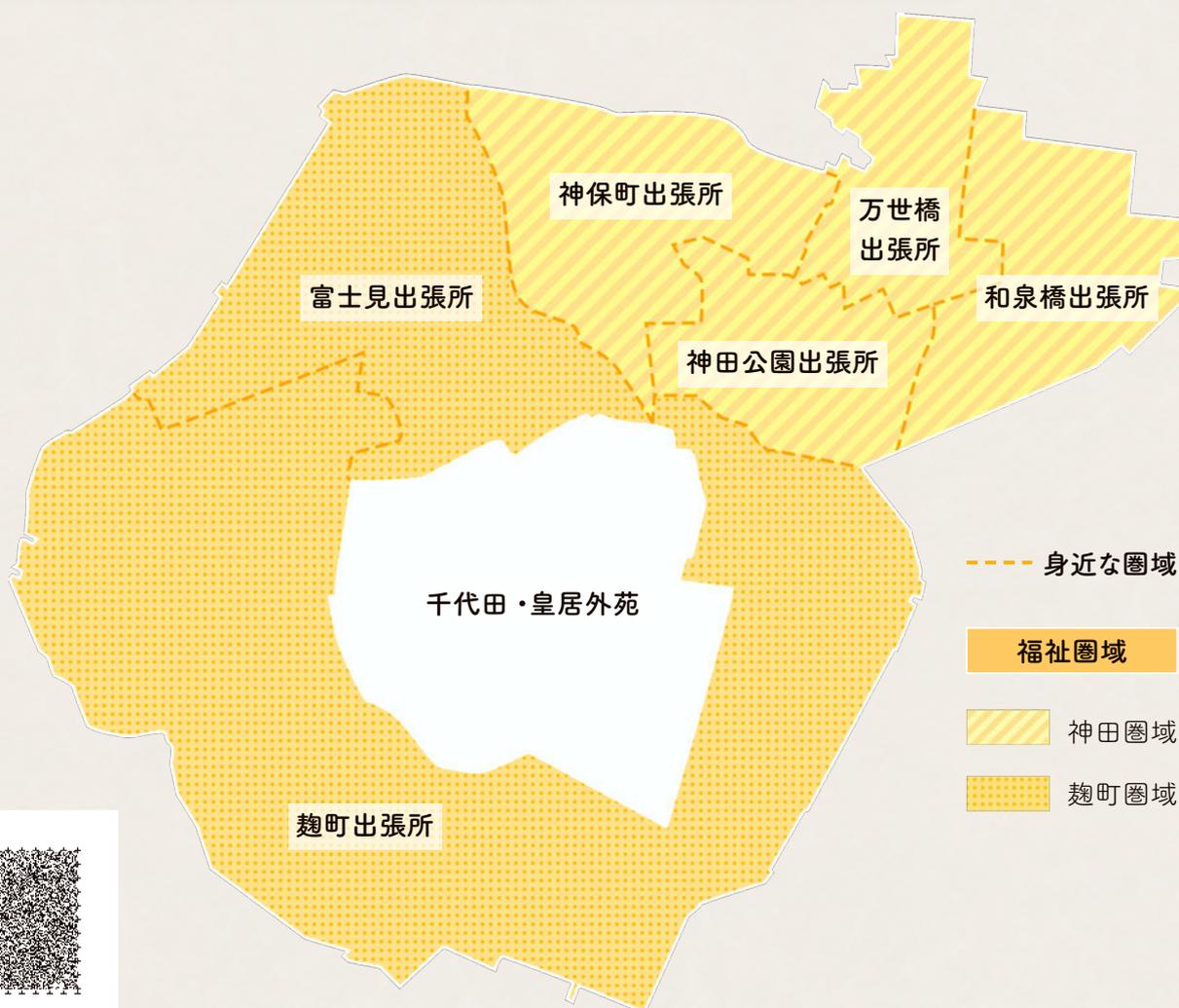


3層のつながりで広げる地域福祉

3層の圏域がそれぞれに役割を担い、地域住民・関係機関・行政が協力して区全体に地域福祉を広げていきます。

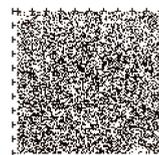
圏域設定の考え方

圏域の種別と役割



圏域	主な役割					
区全域	<ul style="list-style-type: none"> ● 多分野・多機関・専門的・広域的なネットワークの整備 ● 企業等の参画促進、専門職の育成 ● 全般的な施策の実施(啓発、福祉教育、情報等) 					
福祉圏域 (2圏域) (※)	麴町圏域		神田圏域			
身近な圏域 (6圏域)	麴町 出張所	富士見 出張所	神保町 出張所	神田公園 出張所	万世橋 出張所	和泉橋 出張所
	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー等の配置 ● 身近な圏域の支援 					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口、居場所づくり、拠点の設置 ● 区民の困りごとの早期発見、アウトリーチ活動 ● 町会等、コミュニティ活動の支援 					

※一つの福祉圏域は人口2～3万人が目安であるため、今後の行政組織の機能更新の状況をみながら、福祉圏域のあり方を調査・検討していきます。



地域づくりに向けた取組

地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される「地域包括支援体制」を整備します。

千代田区の取組

コーディネーターによる 地域の専門職の連携支援

- ◆ 地域で相談支援を行っている専門職が、案件に応じて柔軟にチームを組んで課題解決にあたるよう、活動を支援するコーディネーターの設置を検討します。コーディネーターは解決の助けになる地域資源の発掘や創出も念頭に活動します。
- ◆ 連携の要となるコーディネーターの養成、区職員及び区内の保健福祉人材の資質向上に取り組みます。



『身近な圏域』の取組

地域づくり、 コミュニティ 活動

- ◆ 都心区ならではの豊富に存在する地域資源に着目した地域づくりの支援体制を強化します。
- ◆ 人口増加に伴う地域の変化をとらえた地域のあり方やコミュニティ活動を地域で話し合う体制を整えます。

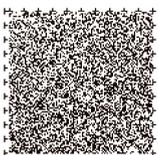
交流・ 居場所 づくり

- ◆ 地域の中で福祉が特別なものにならないよう、身近な地域で区民、民生委員・児童委員、町会、マンション等の自治会、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、企業・商店、NPO法人、大学・専門学校等の主体が協働できる拠点づくりを検討します。

『区全域』の取組

多機関協働 による包括的な 相談支援

- ◆ 区がこれまで実践を積み重ねてきた多職種・多機関連携による相談対応を基盤に、制度の狭間の課題や複合的な課題に対応するしくみを整えます。
- ◆ 早期発見・早期対応ができるよう、関係機関が連携した見守りやアウトリーチの体制づくりを進めます。



コミュニティソーシャルワークと地域づくりのイメージ

身近な圏域



地域づくり、コミュニティ活動



交流・居場所づくり

区民が地域課題を自分ごととしてとらえ、課題解決に向けた取組を行う支援

コミュニティソーシャルワークの機能

区民に身近な圏域で、包括的な相談を行う体制整備

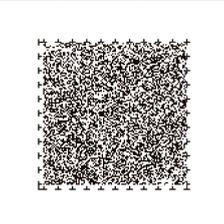


- 子育てコーディネーター
- スクールソーシャルワーカー・カウンセラー
- 地域生活コーディネーター
- 生活支援コーディネーター
- 社会福祉協議会の地区担当
- ボランティアコーディネーター 等
- 専門的な相談・コーディネーターのまとめ役

地域資源では解決できない課題・公的な制度で支えるべき課題の解決に向けた体制構築

多機関の協働による包括的支援体制

- 課題の共有
- 協力体制の構築



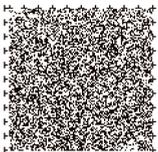
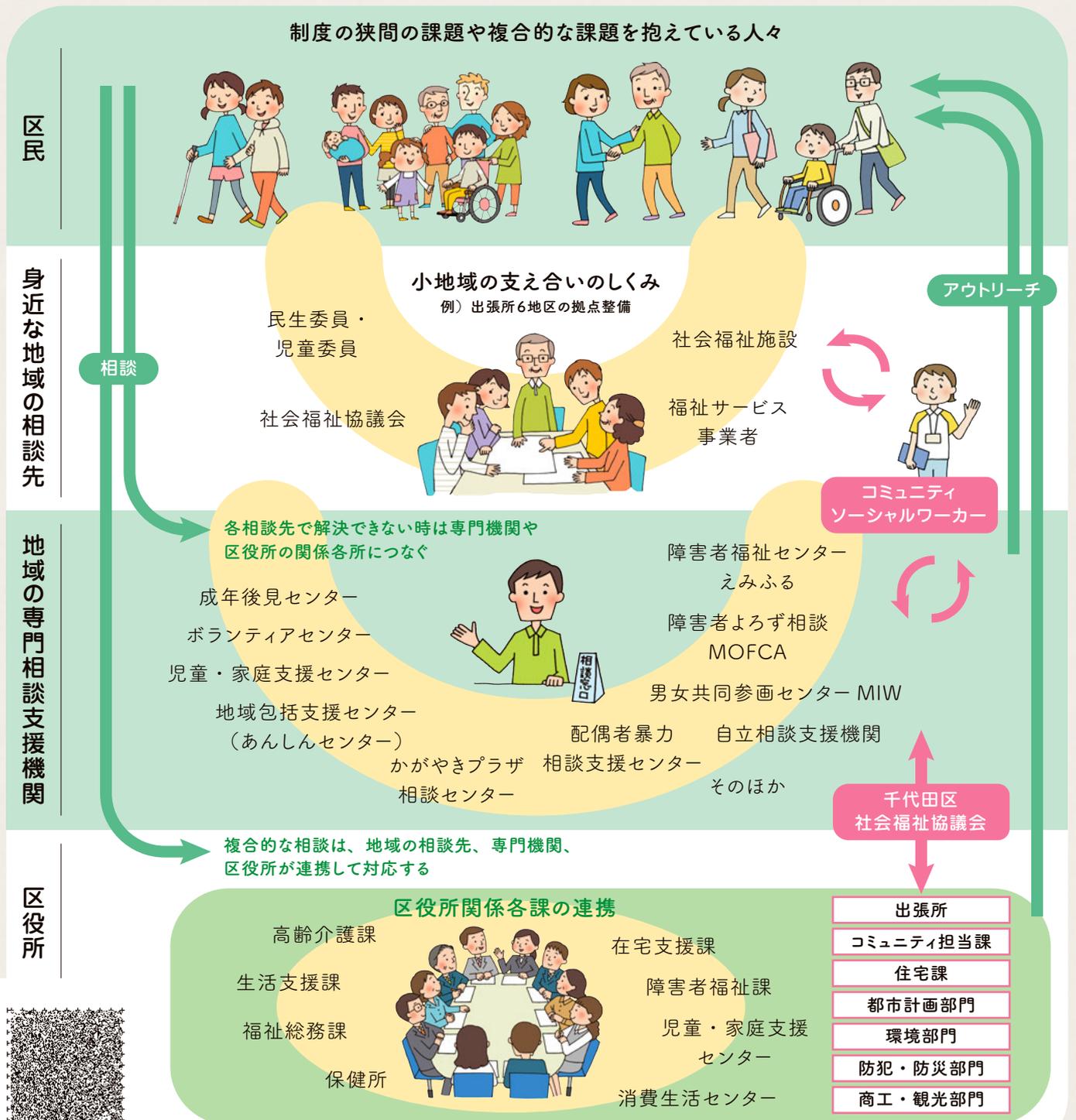
困っている人を見逃さない体制づくり

①断らない相談窓口の体制を強化します。

本人が複数の課題を抱えるケースや、世帯単位で複数の課題が重なるケースが増えています。どこに相談があったとしてもまるごと受け止め、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

包括的な相談支援体制

千代田区における包括的相談支援体制のイメージ



② 早期発見、アウトリーチ体制を強化します。

区民の約9割がマンションに暮らすという地域特性や、今後の人口増加、高齢化の進行等を踏まえ、近隣住民や関係者等が潜在的なニーズにいち早く気づく取組と、発見・顕在化したニーズを行政や関係機関に迅速につなぐ体制を強化します。

アウトリーチ

～支援につなげる働きかけ～

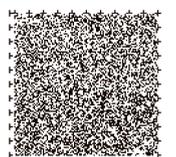
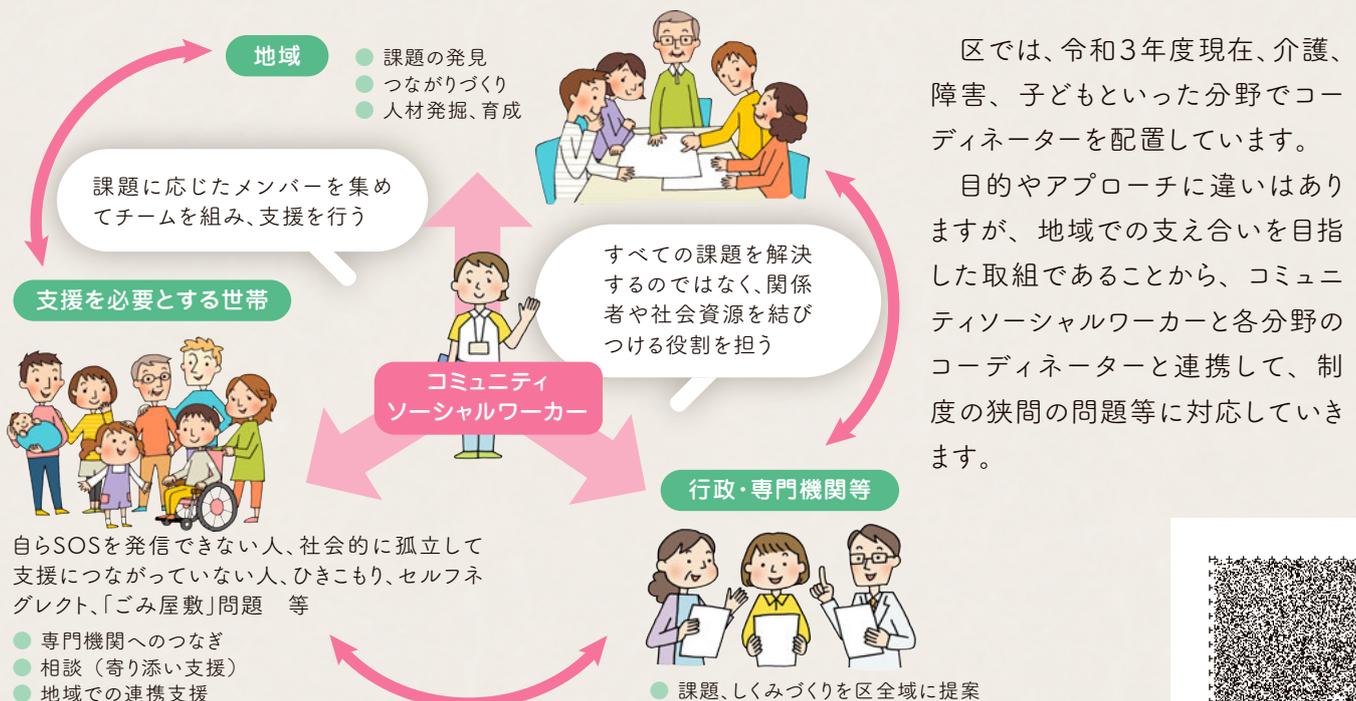
支援者や支援機関の側からの積極的な働きかけを「アウトリーチ」といいます。

困っている人

- 生活上の困りごとや生きづらさを感じているにもかかわらず自ら声を上げられない人
- 地域から孤立状態にあって困っていることが外からわからず、近隣や見守り活動等で発見されにくい人
- 何らかの支援が必要な生活状態であると自覚をしていない人
- 困りごとを周囲に知られたくない等の理由でサービスの利用を望まない人

- ◆ こうした人々が生活上の課題に対処し、地域とのつながりの回復や社会参加を支援するためには、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつなぐ働きかけが必要です。
- ◆ 近年、家族関係の変化や地域のつながりの希薄化等から地域住民が孤立するリスクが指摘されており、アウトリーチの重要性がますます高まっています。

③ 多機関協働とコーディネーターを強化します。



権利擁護支援の利用促進

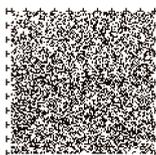
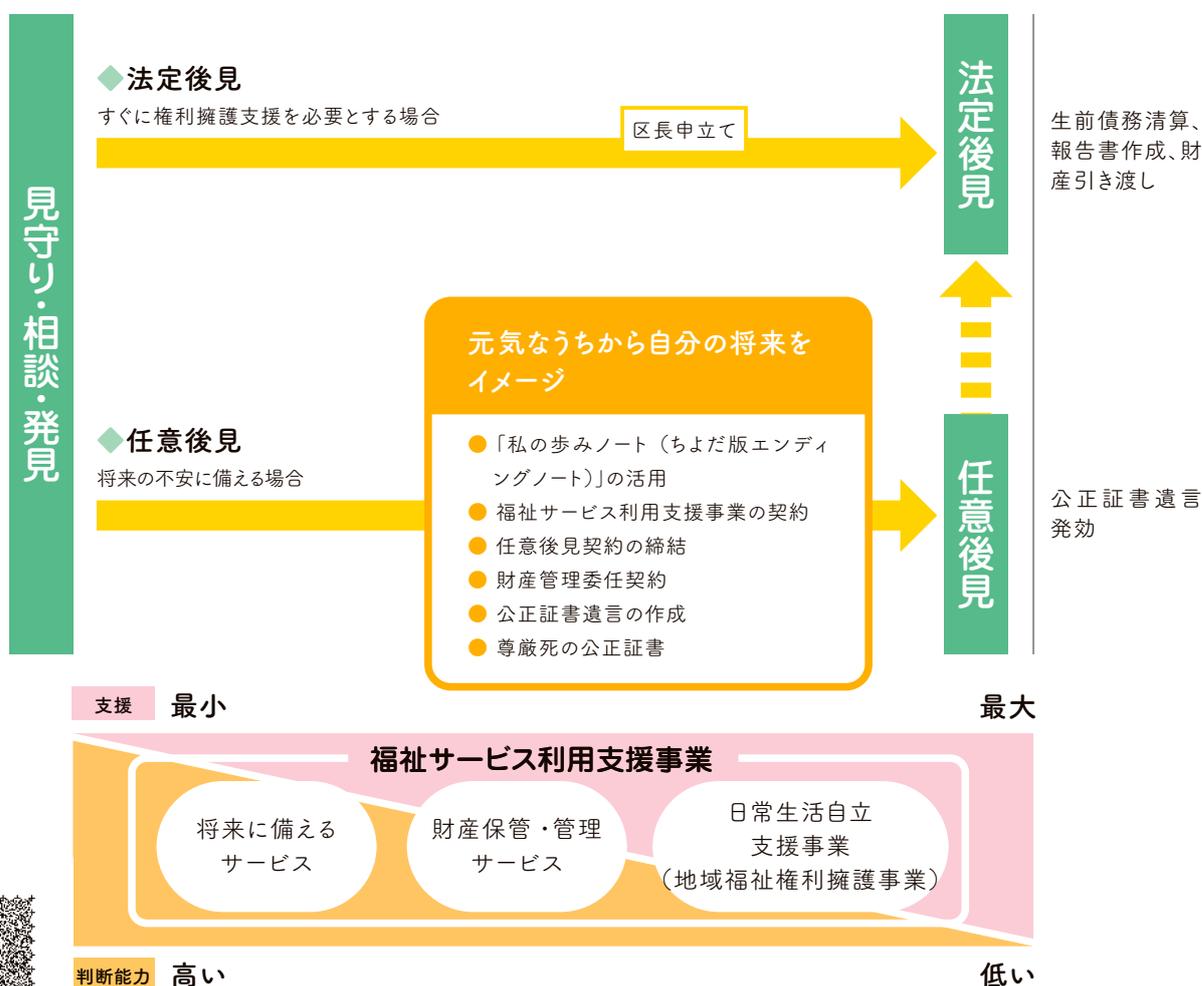
権利擁護支援は、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重し、その人らしく暮らし続けるよう支援するしくみです。

誰もが当然に、一人ひとりがかげがえのない人として地域で暮らし続ける権利を持っています。

地域で暮らす多様な人々の中には、「自ら相談やSOSを上げられない人」「必要な支援に自分だけでつながることが難しい人」「自分ひとりで判断することが難しい人」等、手助けを必要とする人も多く、また抱える課題が多岐にわたるため、複数の支援機関や関係者が連携して、包括的相談支援体制のしくみの中で権利擁護支援を考えていく必要があります。

そして、生活に身近な権利・利益侵害を受けていることに気づいたときに、身近な相談機関に相談できる体制づくり、権利侵害を受けていることを発見した周囲の人が相談につなげることでできるような地域の見守り体制づくり、関係者や関係機関で連携して必要な支援につなげる地域の連携ネットワークづくりが重要です。

権利擁護支援(成年後見制度・福祉サービス利用支援事業等)の活用イメージ



権利擁護支援を利用して安心して暮らしましょう。

1 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

判断能力があるうちに公証役場での契約で決めるしくみ「任意後見制度」、十分ではなくなってから家庭裁判所で後見人等を選任するしくみ「法定後見制度」があります。

2 福祉サービス利用支援事業

地域で暮らす中で、福祉サービスを利用したいけれど、書類の確認や手続きの仕方に不安がある方、生活費の払い出しや、福祉サービスの利用料、公共料金の支払い等をひとりですることによる不安のある方等を対象に、本人とちよだ成年後見センター（社会福祉協議会）との「契約」により支援をする事業です。

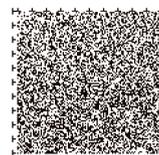
ちよだ成年後見センター（成年後見制度推進機関）の取組

区はちよだ成年後見センターを成年後見制度推進機関として、制度の利用促進に取り組んでいます。

センターでは、高齢の方、障害のある方等が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるように、様々な相談・援助をしています。

権利擁護支援を必要とする区民の自己選択や自己決定が尊重され、適切な支援が受けられるよう、今後も区と連携し体制の整備を進めていきます。

また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の運用・改善に取り組めます。

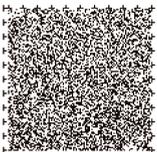


計画策定の趣旨

「千代田区地域福祉計画2016」の策定から概ね5年が経過したことを踏まえ、従来の縦割りの公的支援のしくみでは対応しきれないケースも増える中、法改正に基づく包括的支援体制の強化と、区民、地域団体、行政が互いに協力・連携して地域福祉を推進する新たな方針を策定します。

施策体系

基本理念	基本目標	推進施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「地域共生社会」を実現する</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う、</p>	<p>基本目標1 人にも街にも気軽に ふれあえる、 「ふらっと」な 福祉のまちづくり</p>	<p>区民も学生も働きにきている人も、みんなが地域に集い、さりげなく、自然に助け合うことができる「ふらっと」なまちにしていきます。</p> <p>そのために、気軽に「ふらっと」出かけたくなる地域づくり、新しい福祉拠点の拡充、多様性を理解する機会の充実、安心できる住環境と災害時に生命と暮らしを守る体制整備に取り組みます。</p>
	<p>基本目標2 支援を必要とする すべての人を包み込む、 360度まるごと 支援体制の構築</p>	<p>地域で複合的な問題を抱えている区民に対し、公助だけでなく、自助・共助も含めた様々なアプローチから一人ひとりの暮らしを支える、全方位的な360度まるごとケアシステムづくりを進めます。</p> <p>そのために、気軽になんでも相談できる体制の強化、地域で支え合う活動の再構築、すべての人の権利を守る環境の整備、豊富で質の高い福祉サービスの提供と利用の促進に取り組み、支援を必要とするすべての人が守られ、制度の狭間に落ちることのないよう、適切な支援を行います。</p>
	<p>基本目標3 地域に参加し、 活躍する、 福祉の多様な 担い手づくり</p>	<p>町会や地域活動団体、NPO法人、ボランティア等が行う地域福祉活動にひとりでも多くの人に関心を持ち、誰もが地域で活躍できる、福祉活動の土台をつくります。</p> <p>そのために、マンションを含めた共助の新しい関係づくり、大学や企業、学校教育や生涯学習等の様々な主体や分野と連動した人材育成と地域福祉活動の活性化に取り組みます。</p>



地域福祉計画2022

計画の位置付け

① 法律上の位置付け

- 社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」

② 区に関連計画との関係

- 保健福祉分野の各計画の「上位計画」としての地域福祉の基本指針
- 千代田区社会福祉協議会「地域福祉活動計画（は・あ・とプラン）」の指針

推進施策

区の実組

① 外出したくなる地域づくり

- (1) 地域の居場所づくりの拡充 ……★重層的支援体制整備事業
- (2) 移動支援の充実

② 住まいへの支援

- (1) 住まいへの支援 (2) 支援ネットワークの充実

③ 地域の福祉拠点の整備

- (1) 区立施設の機能充実 ……★重層的支援体制整備事業
- (2) 多世代交流・多機能型福祉拠点の検討…★重層的支援体制整備事業

④ 多様性の尊重

- (1) 多文化交流の推進 (2) LGBTsに関する理解促進
- (3) 障害者への意思疎通支援

⑤ 災害時における地域の体制整備

- (1) 避難行動要支援者対策の強化 (2) 幅広い団体と連携した防災対策の推進 (3) 災害時に備えた連携体制の強化

① 包括的相談支援体制の整備

- (1) 早期発見、アウトリーチ体制の強化 ……★重層的支援体制整備事業
- (2) 断らない相談窓口体制の強化 ……★重層的支援体制整備事業
- (3) 多機関協働とコーディネーターの強化 ……★重層的支援体制整備事業

② 地域課題解決のための体制強化

- (1) 地域課題に取り組む体制の強化 ……★重層的支援体制整備事業
- (2) 小地域福祉ネットワークの推進 ……★重層的支援体制整備事業
- (3) 個人情報保護及び共有ルールの整備

③ 権利擁護支援の体制整備 〔成年後見制度利用促進基本計画〕

- (1) 人権と本人意思の尊重 (2) 虐待防止対策の推進
- (3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援
- (4) 権利擁護ネットワークの推進

④ 福祉サービス事業者の活動支援

- (1) 福祉サービス事業運営の支援 (2) 福祉サービスの質の向上

① 区民同士の共助関係の構築と充実

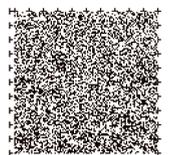
- (1) 見守り活動の充実
- (2) 相互援助活動の活性化

② 地域福祉活動への参加促進と 団体支援

- (1) ボランティア活動の環境整備 ……★重層的支援体制整備事業
- (2) 地域、団体等の活動支援 ……★重層的支援体制整備事業

③ 学び合いによる福祉の推進

- (1) 福祉の情報発信 (2) 福祉教育



施策1 外出したくなる地域づくり

区の実施

- (1) 地域の居場所づくりの拡充
★重層的支援体制整備事業

重点事業

- ① 高齢者活動センター（かがやきプラザ内）
② サロン活動の拠点の充実
③ 子育てひろば事業

- (2) 移動支援の充実

- ① 地域福祉交通「風ぐるま」の運行

施策2 住まいへの支援

区の実施

- (1) 住まいへの支援

重点事業

- ① 高齢者住宅の確保と管理
② 居住安定支援家賃助成

- (2) 支援ネットワークの充実

- ① 居住支援協議会の運営

施策3 地域の福祉拠点の整備

区の実施

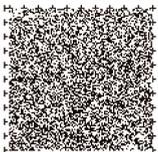
- (1) 区立施設の機能充実
★重層的支援体制整備事業

重点事業

- ① 社会福祉協議会「アキバ分室」の活動充実

- (2) 多世代交流・多機能型福祉拠点の検討
★重層的支援体制整備事業

- ① 拠点施設の整備検討
② 出張所と連携した地域福祉活動の検討



「ふらっと」な福祉のまちづくり

施策4 多様性の尊重

区の実施	重点事業
(1) 多文化交流の推進	①大使館等との連携 ②国際交流・協力ボランティアバンク
(2) LGBTsに関する理解促進	①LGBTs相談 ②パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討
(3) 障害者への意思疎通支援	①手話通訳等の推進 ②コミュニケーション支援 ③ことばの道案内

施策5 災害時における地域の体制整備

区の実施	重点事業
(1) 避難行動要支援者対策の強化	①要配慮者及び避難行動要支援者の援護体制づくり ②個別避難計画の作成
(2) 幅広い団体と連携した防災対策の推進	①帰宅困難者対策 ②災害時における区内大学との連携
(3) 災害時に備えた連携体制の強化	①福祉避難所の増加と対応力向上 ②災害医療連携の推進 ③災害ボランティアセンター事業

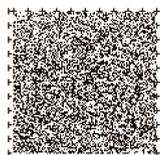


施策1 包括的相談支援体制の整備

区の実施	重点事業
(1) 早期発見、アウトリーチ体制の強化 ★重層的支援体制整備事業	① 地域生活コーディネーターの配置 ② 高齢者見守り相談窓口事業 ③ スクールカウンセラー等による巡回支援
(2) 断らない相談窓口体制の強化 ★重層的支援体制整備事業	① 包括的相談支援体制の整備 ② ひきこもりの支援の充実 ③ 子どもと家庭に関わる総合相談
(3) 多機関協働とコーディネーターの強化 ★重層的支援体制整備事業	① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置検討 ② コーディネーターの連携強化

施策2 地域課題解決のための体制強化

区の実施	重点事業
(1) 地域課題に取り組む体制の強化 ★重層的支援体制整備事業	① 生活支援体制整備事業 ② 区内大学との連携
(2) 小地域福祉ネットワークの推進 ★重層的支援体制整備事業	① ご近所福祉活動の推進・新たな小地域福祉ネットワークの検討
(3) 個人情報保護及び共有ルールの整備	① 関係者が情報を共有するしくみづくり



み込む、360度まるごと支援体制の構築

施策3 権利擁護支援の体制整備 〔成年後見制度利用促進基本計画〕

区の実施	重点事業
(1) 人権と本人意思の尊重	① 障害者への合理的配慮の推進 ② 権利擁護を必要とする方への意思決定支援への配慮
(2) 虐待防止対策の推進	① 虐待等防止連絡委員会によるネットワークづくり ② 児童虐待防止の推進 ③ 高齢者・障害者虐待防止の推進 ④ 配偶者暴力相談支援センターの設置
(3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援	① 成年後見利用支援 ② 権利擁護支援の利用促進 ③ 権利擁護に関する理解促進事業
(4) 権利擁護ネットワークの推進	① 権利擁護ネットワークに関する協議体の整備 ② 法人後見事業 ③ 権利擁護人材の育成

施策4 福祉サービス事業者の活動支援

区の実施	重点事業
(1) 福祉サービス事業運営の支援	① 介護保険施設等人材確保・定着・育成支援
(2) 福祉サービスの質の向上	① 介護サービス従事者のレベルアップ（介護サービス推進協議会） ② かがやきプラザ研修センター



地域に参加し、活躍する、 福祉の多様な担い手づくり

施策1 区民同士の共助関係の構築と充実

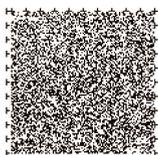
区の実施	重点事業
(1)見守り活動の充実	①ひとり暮らし高齢者等安心生活支援 ②子育て応援!!見守り隊～みんなで応援!!千代田っこ～
(2)相互援助活動の活性化	①住民参加のたすけあい家事支援サービス(ふたばサービス)

施策2 地域福祉活動への参加促進と団体支援

区の実施	重点事業
(1)ボランティア活動の環境整備 ★重層的支援体制整備事業	①ボランティアの養成・活動助成(ちよだボランティアセンター) ②企業・大学等のボランティア活動推進(ちよだボランティアセンター)
(2)地域、団体等の活動支援 ★重層的支援体制整備事業	①マンション連絡会との連携 ②マンション地域生活協力員

施策3 学び合いによる福祉の推進

区の実施	重点事業
(1)福祉の情報発信	①ユニバーサルデザインを取り入れた情報発信
(2)福祉教育	①特色ある教育活動 ②ちよだ生涯学習カレッジ



「成年後見制度利用促進基本計画」(P17)では、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の取組を進めていくこととしています。

認知症や障害等により権利擁護支援を必要としている人に、本人の意思を尊重した支援を行うためには、意思決定にあたっての支援が大切です。「意思決定支援」とはどのように行うのか考えてみましょう。

意思決定支援の事例

実際に、自分がケアを受けるとしたら・・・

実際に、自分がケアを受ける場面を想像してみてください。

入浴後、あなたは何をどの順番でケアを受けたいでしょうか。パジャマを着る前に全身に乾燥予防のクリームを塗ってもらい、パジャマを着てから、顔には化粧水・美容液・クリームの順番でつけてほしいとのこだわりがあったとします。それを状態が悪い中で、毎回代わる代わるケア提供者に言い続けるのは大変ではないでしょうか。



食事の場面ではいかがでしょうか。あなたはお寿司が大好きですが、一人で食べることはできません。あなたは好きなネタを最初に食べる方でしょうか、それとも最後に食べる方でしょうか。食べる順番はいかがでしょうか。ケア提供者に意向を確認されたり、自分で表現したりする機会がなければ、ケア提供者の好みの順番でお寿司を食べることになります。

出典：人生の最終段階における意思決定支援事例集（令和2年3月）／令和元年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）在宅における看取りの推進に関する調査研究事業

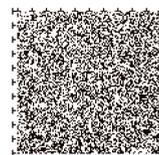
「つい、してしまいそうな対応（意思決定の阻害）」

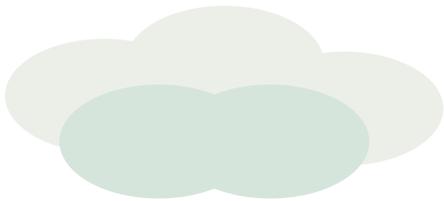
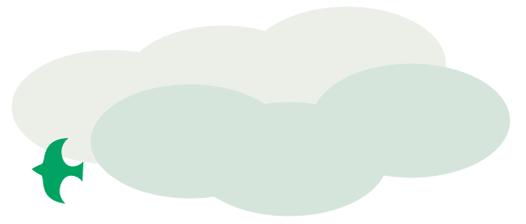
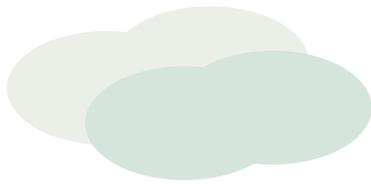
- × 「自分ならこうする」「この方が本人のためだ」という周りの人の価値判断が先行していませんか？
- × 決断を迫るあまり、本人を焦らせていませんか？
- × 最初から「本人には決められない」と判断し、本人に確認することをやめていませんか？



私たちは誰もが普段から、自分で意思を形成し、それを表明し、その意思を尊重され、日常生活・社会生活を決めています。それは、認知症や障害者、終末期等、医療・福祉サービスを受けている人等、どんなに重い障害や困難がある場合においても同様です。

どんな人にも意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定することに支援が必要な人に対しては支援をする。それが「意思決定支援」の基本です。





千代田区地域福祉計画2022-概要版-

発行：令和4年7月

編集：千代田区 保健福祉部 福祉総務課

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

電話番号：03-3264-2111(代表)

千代田区HP：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/>

